

議案第20号

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1宮の沢中央地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

北4西3地区地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画北4西3地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	---

(2) 別表2北5条西8丁目地区地区整備計画区域の項環境保全型開発整備地区の目キ欄中「都市計画道路高架側道6号線」を「市道札幌桑園停車場緑道線」に改め、同表宮の沢中央地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

北 4 西 3 地 区	北 4 西 3 地 区	(1) 住宅等 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 風営法第2条第6項又は第9項に規定する営業の用に供する建築物					
-------------------	-------------------	---	--	--	--	--	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、新設する北4西3地区の地区整備計画の区域内における建築物の用途に関する制限を新たに定める等のため、本案を提出する。